

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

玄海町は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を取り、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

玄海町長

公表日

令和6年12月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の概要	個人住民税を賦課するにあたり、地方税法に基づき、住民から給与支払報告書や確定申告書等の申告資料を提出していただき、それらをもとに住民の所得や控除等の情報を把握している。 把握した情報をもとに税額を算出し、個人住民税の賦課を行う。
③システムの名称	個人住民税システム、統合宛名システム、申告受付システム、eLTAXシステム、国税連携システム、データ連携システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 当初資料ファイル、2. 障害者関係ファイル、3. 生活保護関係ファイル、4. 年金特徴ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 第二十四項 ・玄海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条、第5条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (情報照会の根拠) ・番号法 第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律 第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第二条の表 48項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第2条第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒847-1421 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	住民課 佐賀県東松浦郡玄海町大字諸浦348番地 TEL:0955-52-2157
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性を確認している。申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会をしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。アクセス制限手順については、所属長及びシステム部門が許可した後、システム部門で設定を行うフローを確立している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、上記と同様と対策をとっており担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号法 第9条(利用範囲)	・番号法 第9条(利用範囲)	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	・番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)	(情報提供の根拠) ・番号法	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	税務課長 青木 敏治	税務課長 井上 新吾	事前	
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成27年6月1日時点	平成28年3月31日時点	事前	
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成27年6月1日時点	平成28年3月31日時点	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担	税務課長 井上 新吾	税務課長 中山 昇洋	事前	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成28年3月31日時点	平成29年3月31日時点	事前	
平成29年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法	(情報提供の根拠) ・番号法	事後	
平成29年10月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成29年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	
平成29年10月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成29年3月31日時点	平成29年10月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成29年10月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機 関における担当部署	税務課長 中山 昇洋	税務課長	事前	
令和2年1月31日	I 5.評価実施機関における 担当部署	①部署 税務課 ②所属長の役職名 税務課長	①部署 住民課 ②所属長の役職名 住民課長	事後	
令和2年1月31日	I 8.特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	税務課	住民課	事後	
令和2年8月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	平成31年4月1日時点	令和2年8月31日時点	事後	
令和2年8月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法	(情報提供の根拠) ・番号法	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 3.個人番号の利用	第9条(利用範囲)	第9条(利用範囲)	事後	
令和3年10月25日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法	(情報提供の根拠) ・番号法	事後	
令和3年10月25日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年10月25日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和2年8月31日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和4年6月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法	(情報提供の根拠) ・番号法	事後	
令和4年8月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年8月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和3年10月1日時点	令和4年8月31日時点	事後	
令和4年12月22日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 27の項	事前	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	
令和5年8月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計	令和4年8月31日時点	令和5年8月31日時点	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用	・番号法 第9条(利用範囲)	・番号法 第9条第1項(利用範囲)	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムに	(情報提供の根拠) ・番号法	(情報提供の根拠) ・番号法	事後	
令和6年10月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計	令和5年8月31日時点	令和6年10月31日時点	事後	
令和6年10月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用	(情報提供の根拠) ・番号法	(情報提供の根拠) ・番号法	事後	
令和6年10月31日	8. 人手を介在させる作業 判 断の根拠	【新様式による追記】	住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を	事後	
令和6年10月31日	11. 最も優先度が高いと考え られる対策	【新様式による追記】	業務担当者が担当業務に必要な範囲でのみ 閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施	事後	